

教授不在のため同日は會見するを得ず、翌十九日漸く會見したりしに、北澤教授は之を受諾し早大の簿記學教授井上氏を介し教授柳樂健治氏に依頼するところあり、二十日午前柳樂教授は職工團代表に對し其任に當るべきを答へたり同教授は「余は職工諸君のために最善を盡す者にて會社の帳簿に違法あらば或は之を發見することなしとも限られず、然し乍ら帳簿濫濫にして容易ならざるものあるべきに依り明大教授中村繁男氏の助力を得んかとも考へ居れり又會社が銀行に擔保とせる物件の評價に就ては商業會議所に依頼し適當なる評價人を得度し」とて二十日(水曜)に所信を語り「來週水曜日より始めたき考なれど、場合に依ては此日曜よりするも可なり」と云へり、柳樂教授が労働組合と關係なきは茲に改めて云ふの要を見ず且鈴木會長とも面識あるにあらず、一に専門的興味と労働者に對する同情とを以て之を引受けたる外他意無きが如し。

此帳簿査閲に行はれ且其結果の公表さるるあらんか、日鐵のために面目問題となり、且社の信用に關する結果を惹起すべきや計られざるなり、而も之が事件の解決に幾何の効果を齎すべきやは期待し難き節なきにしもあらず、茲に於てか日鐵支部が會社に對する一種の威嚇なりと評したるものあり、されど兎に角にも日鐵支部は之れが實行に對して眞劍に考慮したるは事實なり。

然れども一方會社が帳簿を公開すべしとの事が既に決定せりと爲すを得ず即ち社長が「場合に依つてはお見せせぬとは限らぬ又お見せせぬと云つてもあなた方の中に株主もあることだから」と云へ、

る程度に止まり、其閱覽に確約を得たるに非ず、殊に又組合に對して見せるか株主に見せるか極めて分明ならず、茲に於て廿二日職工團は中田惣壽外約三十名、威嚇的訪問を開始し同夜佐野専務を訪問して之を迫り更に社長の自宅を訪へるも深更まで社長不在のため會見するを得ず、翌廿三日は午前十時より食料及蕙を用意して、社長の邸前に徹宵すべしとて社長宅を訪ね其歸宅を待てり、夜に入りて中村社長の歸宅と共に會見を得るや、席上組合員はいざとなれば直接行動に出づべしと威嚇し、口を極めて社長に迫り「福澤論吉翁の孫にあなたの様な人間が出ることは——」と迄の面罵を浴びせ遂に社長をして組合に對する帳簿公開を許容せしめ左の覺書を得たり

### 覺 書 (原文の儘)

諸君より御請求ありたる本社帳簿閱覽の件は左記の條件の下に承諾致候也

- 一、紛議を生じたるときは出來得る限り調停に應じ誠意を以て圓滿解決に協力し結局其望み絶えたる後なること
- 二、閱覽者及立會者等は人格あり且其事に利害關係なき紳士なること
- 三、閱覽は本社に於てし本社の仕事に差支なき限に於てすること 但し本社に於ても出來得る限りの便宜を計ること